

長寿 ー 1918
令和3年10月28日

各高齢者施設・事業所 管理者 様

秋田県健康福祉部長
(公印省略)

高齢者施設等における感染予防対策の徹底について（依頼）

新型コロナウイルス感染症への対応について、日頃より御尽力をいただき、感謝申し上げます。
県内の感染者数は9月以降減少傾向にあり、感染が落ち着いていることから、県では、10月27日に、県独自の感染警戒レベルを全県「3」から「2」に引き下げました。
しかしながら、今後、年末に向けて社会経済活動の活発化が予想されることや、気温の低下により屋内での活動が増えること、また、たとえワクチンを2回接種したとしてもブレークスルー感染への注意が必要であることなどから、決して気を緩めることなく、引き続き、各事業所において感染予防対策の徹底を図ってくださるようお願いいたします。

＜特にお願いしたい事項＞

- 職員及び御家族の県外との往来については、できるだけワクチン接種（2回目接種から2週間程度経過）後に行ってください。県外からの訪問、帰省の際は、ワクチン接種または事前のPCR検査等を行うよう、来訪者に対して適切なアドバイスを行ってください。往来に当たっては、訪問先や出発地の感染状況を踏まえて慎重に判断するとともに、3密回避や不織布マスクの着用、手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底し、帰県後又は来県後は2週間程度の健康観察を行ってください。
 - 飲食を伴う集まりは、屋内外にかかわらず、「長時間を避け」、なるべく「普段一緒にいる人」又は「ワクチン接種を受けた人」と「マスク会食」を行うとともに、参加人数に応じた席の配置や換気の徹底など、感染リスクの回避に留意してください。
 - 施設における面会については、令和3年7月19日付けの厚生労働省事務連絡（別添1）を改めて御確認いただき、感染経路の遮断とつながりや交流が心身の健康に与える影響という両面を考慮し、適切に実施してください。
 - 入所者や職員で、発熱や味覚異常、嗅覚異常等の症状がある場合には、必ず、嘱託医等、または、かかりつけ医・地域の身近な医療機関に電話で相談し、検査が必要な場合は、早期に検査を受けてください。また、抗原簡易キットの配布を受けた施設については、キットの積極的な活用も御検討ください。
- ※相談・受診方法についてはリーフレット（別添2）を参照してください。相談する医療機関に迷う場合には、「あきた新型コロナウイルス受診相談センター」（コールセンター）に電話相談してください。

秋田県健康福祉部長寿社会課
TEL 018-860-1363
FAX 018-860-3867